

## 配置予定技術者等及び現場代理人に関する取扱いについて

川崎市財政局資産管理部契約課

本市が発注する工事請負契約の配置予定技術者及び現場代理人の取扱いについて改正しましたのでお知らせします。今後、入札契約手続きにおいて、遺漏のないよう十分な注意をお願いいたします。

### ◎今回の変更点

※配置予定技術者届等の提出を、従来入札参加申込と同時に求めていましたが、**落札候補者の最終的な入札資格参加確認時に変更**します。

ただし、総合評価方式など今までどおり入札手続中に提出を求める場合がありますので、「入札のお知らせ」等をよく確認してください。

この改正は、事業者が技術者を円滑に活用できるようにすることにより、事業者の経営の安定化に資することを目的としたもので、落札する意思のない徒な入札を誘引するものではありません。

このため、落札候補者となったにも係らず、「正当な理由」なしに技術者を配置できずに契約を締結できない場合は、川崎市競争入札参加者指名停止要綱別表第2第15号「本市発注の競争入札において、正当な理由なく指定された期限までに本市が指定した参加資格の確認書類を提出しないとき。」に該当するものとして、指名停止措置の対象となりますので、十分にご注意願います。

### ☆配置できない「正当な理由」

- ①技術者の死亡、傷病、退職などにより、真にやむをえない場合
- ②積算疑義期間中に本市の他の工事に配置されることになった場合
- ③入札日程の延期等により、当該入札申込日以降に配置予定技術者の状況に変化が生じた場合等

いずれの場合にも、当該事実が確認できる書類等を添えて書面で配置できない「正当な理由」を説明してください。

「正当な理由」が確認できない場合には、指名停止の対象となります。

### ※御注意

同一入札日となる複数の案件に入札し、そのいずれかが技術者の専任配置を求める場合に、複数の案件の落札候補者となり、専任の技術者を配置することで他の案件に配置する技術者がいない場合は、「正当な理由」にはあたらないので御注意ください。

## 配置予定技術者等について

### 1 監理技術者等は直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを要します

直接的な雇用関係とは、監理技術者及び主任技術者（以下「監理技術者等」という）とその所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成）が存在することをいいます。

また、恒常的な雇用関係とは、一定の期間にわたり当該建設業者に勤務し、日々一定時間以上職務に従事することが担保されていることをいい、一般競争入札参加申込日以前に3箇月以上の雇用関係にあることが必要です。（在籍出向者、派遣社員、契約社員は直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえません）

◎市が配置予定技術者届等の提出を求めた際には、監理技術者等の雇用関係を確認するため、次の書類の写しを提出してください。

配置予定技術者届等の提出は、原則として落札候補者への電話連絡の翌日の正午までに提出してください。

○監理技術者：監理技術者証の写し

同証で雇用関係が確認できない場合は、主任技術者と同様に雇用関係が確認できる書類を提出してください。

○主任技術者：健康保険被保険者証の写し

健康保険被保険者証を提出できない場合は下記の書類の写し

- ・区市町村作成の住民税特別徴収税額通知書の写し
- ・年金事務所作成の被保険者標準報酬決定通知書の写し
- ・公共職業安定所作成の雇用保険資格取得等確認通知書の写し
- ・その他雇用関係が確認できる書類の写し

### 2 配置予定技術者の変更は認めません

ただし、監理技術者等の死亡、傷病または退職等、真にやむを得ない場合についてはこの限りではありません。

### 3 専任配置を必要とする入札における配置予定監理技術者等の注意点

- ・落札日現在、他の工事に技術者として配置していないこと
- ・総合評価方式の場合は原則として開札予定日時時点で、他の工事に技術者として配置していないこと

※専任とは、

「他の工事現場に係る職務を兼任せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事している（工事現場に常駐して専らその職務に従事する）こと」をいいます。

#### 4 入札手続中に配置予定技術者届等を提出する場合の注意点

総合評価方式等、入札手続中に配置予定技術者届等の提出を求める場合において、次のような場合は入札参加資格の喪失要件に該当しますので、入札手続に際しては十分注意してください。

- ・配置予定技術者届の記載事項に誤りがある場合
- ・必要書類の添付がない場合
- ・資格を欠いた技術者を配置予定技術者とした場合

(直接的な雇用関係にない者、入札参加申込日において雇用期間が3箇月未満である者、当該工事に対応する建設業法の許可業種を有しない者など)等

落札候補者となっても、最終的な入札参加資格の確認において、入札参加資格を喪失している場合には、落札者となれません。

#### 5 営業所の専任技術者

建設業法第7条第2号又は第15条第2号で規定される、営業所ごとに置かれる専任の者については、営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められることから、工事の専任配置技術者となることはできません。

#### 6 技術者と工事金額の関係

設置が必要な技術者	契約金額	下請発注金額の合計額	必要な建設業許可
監理技術者（専任）	2,500万円以上 (建築一式工事は 5,000万円以上)	3,000万円以上 (建築一式工事は 4,500万円以上)	特定建設業
主任技術者 (専任)		3,000万円未満 (建築一式工事は 4,500万円未満)	特定建設業 又は 一般建設業
主任技術者	2,500万円未満 (建築一式工事は 5,000万円未満)		

※監理技術者とは、監理技術者証を有する者で、主任技術者となれます。

## II 現場代理人について

現場代理人は、川崎市工事請負契約約款又は川崎市上下水道局工事請負契約約款（以下、「約款」といいます。）第11条第2項に規定されるように、「この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行うほか、（略）」とされ、工事現場に常駐することが義務付けられており、技術者の専任配置と同様に、他の工事の監理技術者等や現場代理人になることはできません。（同一工事では、「現場代理人、監理技術者等及び専門技術者は、これを兼ねることができること」となっています。【約款第11条第5項】）

ただし、現場代理人の常駐義務を課している工事の一部について、次に示す一定の条件下において、現場代理人の常駐義務を緩和し、兼任を認めることとします。

### 1 現場代理人の兼任を認める条件

次の条件をすべて満たす工事について、合計で2件まで兼任を認めるものとします。

#### (1) 監督部署が同一であるもの

監督部署が同一であるとは、具体的には次のケースを指します。

ア 出先機関が監督を行う工事にあつては、同一監督事務所又は同一路路公園センターの工事であるもの。

イ 本庁組織が監督を行う工事にあつては、同一監督所管の工事であるもの。

#### (2) 次のいずれかの条件を満たす工事

ア 予定価格（税込）が2,500万円未満であり、工事件名あるいは履行場所に『管内』、『区内』、『区一円』、『市内』及び『市一円』の用語が含まれている等、工事場所が住所・地番・特定施設名等で特定されていない工事

イ 予定価格（税込）が1,000万円未満であり、履行場所が特定されている工事

※上記の条件を満たす工事であっても、災害復旧工事等の緊急性を伴う工事については、緩和の対象外とします。ただし、一定期間を通じて行う緊急補修工事は緩和の対象とします。

※上下水道局発注の単価契約は緩和の対象外とします。

#### (3) 本取扱いの対象である旨明示されているもの

### 2 注意事項

#### (1) 現場代理人の責務について

約款第11条第2項において、現場代理人は工事現場の運営及び取締りを行うことが定められているため、本取扱いを適用し現場代理人が2件の工事の兼任を行う場合は、双方の工事現場について、正しく状況を把握した上で、適切な運営及び取締りを行うことが必要です。

(2) 技術者との兼任について

本取扱いを適用する工事においても、現場代理人と技術者（主任技術者、監理技術者及び専門技術者）との兼任を行うことが可能です（約款第11条第5項）。

(3) 設計変更時の取扱いについて

本取扱いの対象となる工事（以下『当該工事』という。）が、設計変更（増額変更）により、条件を満たさなくなった場合（設計価格が2,500万円以上、あるいは1,000万円以上となった場合）においても、引き続き、本取扱いを適用するものとします。

### Ⅲ 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間について

配置予定技術者に関する取り扱いについては、国土交通省「監理技術者制度運用マニュアル」に準じた取扱をしているところですが、改めて監理技術者等の専任期間について通知します。

本市から直接建設工事を請け負った建設業者が、監理技術者等を工事現場に専任で設置すべき期間は契約工期が基本となりますが、たとえ契約工期中であっても次に掲げる期間については工事現場への専任は要しません。ただし、いずれの場合も本市工事担当局と建設業者の間で次に掲げる期間が設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確となっていることが必要です。

- ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間。）
- ② 工事用地の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止にしている期間
- ③ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- ④ 工事完成後、検査が終了し（本市の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付けのみが残っている期間

なお、工場製作の過程を含む工事の工場製作過程においても、建設工事を適正に施工するため、監理技術者等がこれを管理する必要がありますが、当該工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の監理技術者等がこれらの製作を一括して管理することができるものとします。

## 技術者の配置における事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、川崎市が発注する請負工事において、建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）第26条の規定による主任技術者及び監理技術者（以下「技術者」という。）の適正な配置を確保するため、必要な事項を定めるものとする。

(配置予定技術者の確認等)

第2条 財政局長は、監理技術者の配置を必要とする工事請負契約の一般競争入札を実施する場合においては、監理技術者の適正な配置を確認するために、落札候補者から配置予定監理技術者の「配置予定技術者届」（第1号様式その1（共同企業体の場合においては第1号様式その1及び第1号様式その2））並びに「監理技術者資格者証」の写し及び「監理技術者講習修了証」の写しを提出させるものとする。

2 財政局長は、主任技術者の配置を必要とする工事請負契約の一般競争入札を実施する場合においては、主任技術者の適正な配置を確認するために、落札候補者から配置予定主任技術者の「配置予定技術者届」及び「技術検定合格証明書」等の写し又は「主任技術者経歴証明書」（第2号様式）を提出させるものとする。

3 財政局長は、落札候補者の配置予定監理技術者について「発注者支援のためのデータベース・システム」に登録されている情報に基づき、他工事の従事状況等を確認するものとする。

(技術者情報の共有)

第3条 財政局長は、前条の規定に基づき請負者から提出された「配置予定技術者届」等を工事担当部局長へ送付するものとし、工事担当部局長は、「現場代理人等届」との照合を行うものとする。

2 工事担当部局長は、専任配置技術者に変更があった場合は、請負者に「発注者支援のためのデータベース・システム」データの変更を指導するものとする。

(監理技術者の適正配置の確認)

第4条 財政局長は、「発注者支援のためのデータベース・システム」に登録されている情報に基づき、監理技術者の専任配置の状況について調査をするものとする。

2 前項の規定による調査の結果、専任配置につき疑義が生じた場合は、当該疑義に関する事項を工事担当部局長へ通知するものとする。

3 工事担当部局長は、前項の規定による疑義に関する調査の結果を財政局長

へ報告するものとする。

(周知徹底)

第5条 財政局長及び工事担当部局長は、相互に協力して請負者に対して、技術者の適正な配置が徹底されるよう指導するものとする。

附 則

この要領は、平成13年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年12月1日から施行する。

## 配置予定技術者届

平成 年 月 日

(共同企業体の場合は共同企業体名： )  
住 所 \_\_\_\_\_

(共同企業体の 商号又は名称 \_\_\_\_\_

場合は代表者) 代表者職氏名 \_\_\_\_\_ ㊟  
(受任者)

次の技術者を配置予定技術者として届けます。

## 1 工事

契約番号		入札参加申込日	平成 年 月 日
件 名			

## 2 配置予定技術者

技 術 者 氏 名			
<input type="checkbox"/> 監理技術者	監理技術者資格者証番号		
<input type="checkbox"/> 主任技術者	国家資格等		
現所属会社の入社日	年 月 日 入社		
【確認書類】	<input type="checkbox"/> 監理技術者資格者証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
現在従事 中の工事	件 名		
	履行期限		発注者名

注1 配置予定技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係のある者としてします。在籍出向者、派遣社員、契約社員については直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえません。また、一般競争入札参加申込日以前に3箇月以上の雇用期間があることが必要です。

注2 他の工事に配置されている技術者及び営業所専任の技術者は、専任が必要な工事の配置予定技術者になれません。

注3 配置予定技術者は、建設業法に基づき、当該工事に必要な資格を有する者としてください。

注4 監理技術者資格者証を所持する者は、その番号を記入してください。主任技術者は、資格の名称(例：二級〇〇施工管理技士)を記入してください。また、資格を確認できる資格者証等の写しを添付するとともに、雇用関係を確認できる書類を添付してください。

注5 配置予定技術者の変更は、原則として認めません。

注6 共同企業体の場合、代表者以外の構成員は、第1号様式その2を利用してください。



## 配置予定技術者届（共同企業体用）

共同企業体名： \_\_\_\_\_  
 （構成員）  
 商号又は名称 \_\_\_\_\_

**1 工事**

契 約 番 号	
件 名	

**2 配置予定技術者**

技 術 者 氏 名				
<input type="checkbox"/> 監理技術者	監理技術者資格者証番号			
<input type="checkbox"/> 主任技術者	国家資格等			
現所属会社の入社日	年 月 日 入社			
【確認書類】	<input type="checkbox"/> 監理技術者資格者証	<input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証		
	<input type="checkbox"/> その他 ( )			
現在従事 中の工事	件 名			
	履行期限		発注者名	

# 主任技術者経歴証明書

平成 年 月 日

(あて先)  
川崎市長

住 所 .....

商号又は名称 .....

代表者職氏名 ..... ㊟  
(受任者)

次のとおり主任技術者の経歴について証明いたします。

工 事 名			業 種	
履行場所				
主任技術者	氏 名	(年齢 )		
	資格区分	建設業法 第7条第2号 イ ・ ロ ・ ハ		
最終学歴	年月	学校名	専攻科目	卒業 中 退
	年 月			
経 歴	実務経験年数		工 事 件 名	発注者名
	年 月～ 年 月	ヶ月		
	年 月～ 年 月	ヶ月		
	年 月～ 年 月	ヶ月		
	年 月～ 年 月	ヶ月		
	年 月～ 年 月	ヶ月		
	年 月～ 年 月	ヶ月		
	年 月～ 年 月	ヶ月		
	年 月～ 年 月	ヶ月		
	年 月～ 年 月	ヶ月		
	年 月～ 年 月	ヶ月		
	年 月～ 年 月	ヶ月		
	年 月～ 年 月	ヶ月		
	年 月～ 年 月	ヶ月		
	年 月～ 年 月	ヶ月		
	年 月～ 年 月	ヶ月		
	合計 年 月			

注意：建設業法において、この工事の技術者として必要とされる条件を満たしていることが分かるように、本工事に該当する業種の経歴を記載してください。

技術者の配置における事務取扱要領 新旧対照表

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要領は、川崎市が発注する請負工事において、建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）第26条第1項、第2項及び第3項の規定による主任技術者及び監理技術者（以下「技術者」という。）の適正な配置を確保するため、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要領は、川崎市が発注する請負工事において、建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）第26条第1項、第2項及び第3項の規定による主任技術者及び監理技術者（以下「技術者」という。）の適正な配置を確保するため、必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>(配置予定技術者の確認等)</p> <p>第2条 財政局長は、監理技術者の配置を必要とする工事請負契約の一般競争入札を実施する場合においては、<u>監理技術者の</u>適正な配置を確認するために、<u>落札候補者</u>から配置予定監理技術者の「配置予定技術者届」（第1号様式その1（<del>入札参加申込者が共同企業体の場合においては第1号様式その1及び第1号様式その2</del>）並びに「監理技術者資格者証」の写し及び「監理技術者講習修了証」の写し（ただし、平成16年3月1日以前に「監理技術者資格者証」の交付を受けている入札参加申込者は、「監理技術者資格者証」の写しのみで可）を提出させるものとする。</p> <p>2 財政局長は、主任技術者の配置を必要とする工事請負契約の一般競争入札を実施する場合においては、<u>主任技術者の</u>適正な配置を確認するために、<u>落札候補者</u>から配置予定主任技術者の「配置予定技術者届」及び「技術検定合格証明書」等の写し又は「主任技術者経歴証明書」（第2号様式）を提出させるものとする。</p> <p>3 （略）</p>	<p>(配置予定技術者の確認等)</p> <p>第2条 財政局長は、監理技術者の配置を必要とする工事請負契約の一般競争入札を実施する場合においては、適正な配置を確認するために、入札参加申込者から配置予定監理技術者の「配置予定技術者届」（第1号様式その1（入札参加申込者が共同企業体の場合においては第1号様式その1及び第1号様式その2））並びに「監理技術者資格者証」の写し及び「監理技術者講習修了証」の写し（ただし、平成16年3月1日以前に「監理技術者資格者証」の交付を受けている入札参加申込者は、「監理技術者資格者証」の写しのみで可）を提出させるものとする。</p> <p>2 財政局長は、主任技術者の配置を必要とする工事請負契約の一般競争入札を実施する場合においては、適正な配置を確認するために、入札参加申込者から配置予定主任技術者の「配置予定技術者届」及び「技術検定合格証明書」等の写し又は「主任技術者経歴証明書」（第2号様式）を提出させるものとする。</p> <p>3 （略）</p>
<p>附 則</p> <p>この要領は、平成13年11月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、平成18年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、平成19年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、平成25年12月1日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>この要領は、平成13年11月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、平成18年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、平成19年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、平成25年4月1日から施行する。</p>

第1号様式その1

配置予定技術者届

平成 年 月 日

(共同企業体の場合は共同企業体名： )  
住 所 \_\_\_\_\_

(共同企業体の 商号又は名称

場合は代表者) 代表者職氏名 \_\_\_\_\_ ㊤  
(受任者)

次の技術者を配置予定技術者として届けます。

1 工事

契約番号	入札参加申込日	平成 年 月 日
件 名		

2 配置予定技術者

技 術 者 氏 名	
<input type="checkbox"/> 監理技術者	監理技術者資格者証番号
<input type="checkbox"/> 主任技術者	国家資格等
現所属会社の入社日 年 月 日 入社	
【確認書類】	<input type="checkbox"/> 監理技術者資格者証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> その他 ( )
現在従事 件 名	
中の工事 履行期限	発注者名

注1 配置予定技術者は、直轄的かつ恒常的な雇用関係のある者としてします。在籍出向者、派遣社員、契約社員については直轄的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえません。また、一般競争入札参加申込日以前3箇月以上の雇用期間があることが必要です。

注2 他の工事に配置されている技術者及び営業所専任の技術者は、専任が必要な工事の配置予定技術者になれません。

注3 配置予定技術者は、建設業法に基づき、当該工事に必要な資格を有する者としてください。

注4 監理技術者資格者証を所持する者は、その番号を記入してください。主任技術者は、資格の名称（例：二級〇〇施工管理技士）を記入してください。また、資格を確認できる資格者証等の写しを添付するとともに、雇用関係を確認できる書類を添付してください。

注5 配置予定技術者の変更は、原則として認めません。

注6 共同企業体の場合、代表者以外の構成員は、第1号様式その2を利用してください。

第1号様式その1

配置予定技術者届

平成 年 月 日

(共同企業体の場合は共同企業体名： )  
住 所 \_\_\_\_\_

(共同企業体の 商号又は名称

場合は代表者) 代表者職氏名 \_\_\_\_\_ ㊤  
(受任者)

一般競争入札の申込みについて、次の技術者を配置予定技術者として届けます。

1 参加申込を行う工事

契約番号	入札予定日	平成 年 月 日
件 名		

2 配置予定技術者

技 術 者 氏 名	
<input type="checkbox"/> 監理技術者	監理技術者資格者証番号
<input type="checkbox"/> 主任技術者	国家資格等
現所属会社の入社日 年 月 日 入社	
【確認書類】	<input type="checkbox"/> 監理技術者資格者証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> その他 ( )
現在従事 件 名	
中の工事 履行期限	発注者名

3 上記の技術者を配置予定技術者として申し込み中の工事

契約番号	件 名	入 札 予 定 日

注1 電子入札システムにより提出するときは、押印は不要です。

注2 配置予定技術者は、直轄的かつ恒常的な雇用関係のある者としてします。在籍出向者、派遣社員、契約社員については直轄的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえません。また、一般競争入札参加申込日以前3箇月以上の雇用期間があることが必要です。

注3 他の工事に配置されている技術者及び営業所専任の技術者は、専任が必要な工事の配置予定技術者になれません。

注4 配置予定技術者は、建設業法に基づき、当該工事に必要な資格を有する者としてください。

注5 監理技術者資格者証を所持する者は、その番号を記入してください。主任技術者は、資格の名称（例：二級〇〇施工管理技士）を記入してください。また、資格を確認できる資格者証等の写しを添付するとともに、雇用関係を確認できる書類を添付してください。

注6 技術者の専任配置を必要とする案件で、同一入札予定日のものについては、同一技術者で申し込める件数は1件とします。

注7 技術者の専任配置を必要とする案件を落札したときは、同一技術者により申し込んでいる他の案件は辞退してください。辞退したときは、その入札を無効とします。

注8 入札参加申込締切後の配置予定技術者の変更は、原則として認めません。

注9 共同企業体の場合、代表者以外の構成員は、第1号様式その2を利用してください。

新

旧

第1号様式その2

配置予定技術者届 (共同企業体用)

共同企業体名: \_\_\_\_\_  
(構成員)  
商号又は名称

1 工事

契約番号
件名

2 配置予定技術者

技術者氏名			
<input type="checkbox"/>	監理技術者	監理技術者資格者証番号	
<input type="checkbox"/>	主任技術者	国家資格等	
現所属会社の入社日 年 月 日 入社			
【確認書類】	<input type="checkbox"/>	監理技術者資格者証	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	その他 ( )	健康保険被保険者証
現在従事	件名		
中の工事	履行期限	発注者名	

第1号様式その2

配置予定技術者届 (共同企業体用)

共同企業体名: \_\_\_\_\_  
(構成員)  
商号又は名称

1 参加申込を行う工事

契約番号
件名

2 配置予定技術者

技術者氏名			
<input type="checkbox"/>	監理技術者	監理技術者資格者証番号	
<input type="checkbox"/>	主任技術者	国家資格等	
現所属会社の入社日 年 月 日 入社			
【確認書類】	<input type="checkbox"/>	監理技術者資格者証	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	その他 ( )	健康保険被保険者証
現在従事	件名		
中の工事	履行期限	発注者名	

3 上記の技術者を配置予定技術者として申し込み中の工事

契約番号	件名	入札予定日

新

旧

第2号様式

主任技術者経歴証明書				
(あて先) 川崎市 長		平成 年 月 日		
住 所 .....				
商号又は名称 .....				
代表者職氏名 (受任者) ㊤				
次のとおり主任技術者の経歴について証明いたします。				
工 事 名		業 種		
履 行 場 所				
主任技術者	氏 名	(年齢 )		
	資格区分	建設業法 第7条第2号 イ・ロ・ハ		
最終学歴	年月	学校名	専攻科目	卒 業 修 了 中 退
	年 月			
経 歴	実務経験年数		工 事 件 名	発注者名
	年 月～ 年 月	ヶ月		
	年 月～ 年 月	ヶ月		
	年 月～ 年 月	ヶ月		
	年 月～ 年 月	ヶ月		
	年 月～ 年 月	ヶ月		
	年 月～ 年 月	ヶ月		
	年 月～ 年 月	ヶ月		
	年 月～ 年 月	ヶ月		
	年 月～ 年 月	ヶ月		
	年 月～ 年 月	ヶ月		
	年 月～ 年 月	ヶ月		
	年 月～ 年 月	ヶ月		
	年 月～ 年 月	ヶ月		
	年 月～ 年 月	ヶ月		
合計 年 月				

注意：建設業法において、この工事の技術者として必要とされる条件を満たしていることが分かるように、本工事に該当する業種の経歴を記載してください。

第2号様式

主任技術者経歴証明書				
(あて先) 川崎市 長		平成 年 月 日		
住 所 .....				
商号又は名称 .....				
代表者職氏名 (受任者) ㊤				
次のとおり主任技術者の経歴について証明いたします。				
工 事 名		業 種		
履 行 場 所				
主任技術者	氏 名	(年齢 )		
	資格区分	建設業法 第7条第2号 イ・ロ・ハ		
最終学歴	年月	学校名	専攻科目	卒 業 修 了 中 退
	年 月			
経 歴	実務経験年数		工 事 件 名	発注者名
	年 月～ 年 月	ヶ月		
	年 月～ 年 月	ヶ月		
	年 月～ 年 月	ヶ月		
	年 月～ 年 月	ヶ月		
	年 月～ 年 月	ヶ月		
	年 月～ 年 月	ヶ月		
	年 月～ 年 月	ヶ月		
	年 月～ 年 月	ヶ月		
	年 月～ 年 月	ヶ月		
	年 月～ 年 月	ヶ月		
	年 月～ 年 月	ヶ月		
	年 月～ 年 月	ヶ月		
	年 月～ 年 月	ヶ月		
	年 月～ 年 月	ヶ月		
合計 年 月				

注意：建設業法において、この工事の技術者として必要とされる条件を満たしていることが分かるように、本工事に該当する業種の経歴を記載してください。